

## オアシスはぎ園施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、オアシスはぎ園における令和5年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場にたった「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」に沿ったサービスを提供します。

### I 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、オアシスはぎ園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

#### ◎ 施設等運営の基本的考え方

##### 1 令和5年度の運営方針

###### 《施設サービス》

- 利用者一人ひとりが尊厳のある生活、充実した生きがいのある生活を送ることができるように支援していきます。
- 嘱託医や多職種との連携・協働を図りながら、利用者の健康管理に努め、重度化の防止、入院・退所者数の減に取り組み、安定した入所者の確保に努めていきます。

###### 《在宅サービス》

- 短期入所生活介護  
在宅サービス事業所との連携を図り、住み慣れた地域での生活を継続しながら、利用者だけでなく介護者の介護負担、生活上の不安を軽減していけるように支援していきます。
- 通所介護  
利用者一人ひとりに見合ったサービスを提供し、楽しみ、意欲の向上に繋がる支援を提供していきます。
- グループホーム  
認知症高齢者が社会から孤立することなく、家庭的な雰囲気の中で生活が続けられるように支援していきます。
- 居宅介護支援事業  
高齢者が住み慣れた地域で家族と共に生活を送れるよう、各医療機関、サービス事業所等との連携を図り、在宅生活を継続できるように支援していきます。
- 在宅介護支援センター  
地域の相談窓口として、課題の把握に努め、関係行政機関、サービス実施機関との調整を行いながら、高齢者とその家族等の福祉の向上に努めていきます。

## 2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

### (1) 事業のあり方についての検討

#### ア 令和5年度の取組目標

取組事項	目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
本体の稼働率の向上及び定員の見直し	稼働率の向上が困難な場合、関係先と調整し、定員を削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標稼働率 96%の達成</li> <li>・利用者の在籍年数の延長</li> <li>・稼働率の向上に向けた取組を実施</li> </ul>	
通所介護事業の定員見直し	令和5年度までに定員削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標稼働率61%まで向上</li> <li>・地域のニーズを把握</li> <li>・新規利用者の増</li> </ul>	

#### イ 目標達成のための具体的な取組

##### ① 本体稼働率の向上及び入所定員の見直し

- ・要介護3及び医療的ケア（経管栄養等）を必要とする利用者の受入れ、PR活動の強化、居宅介護支援事業所や関係機関との調整を図り、入所につなげていきます。
- ・入所希望者や入院中利用者の状態把握を迅速に行い、地域の動向や現状把握の強化に努めます。
- ・利用者の在園期間について、より一層医療機関と連携を図ることで期間の延長に努めます。
- ・口腔ケアの充実や感染症の予防等を行い、入院者を増やさないように利用者の健康管理に努めます。

##### ② 通所介護事業の定員見直し

- ・他事業所との連携をより一層図り、地域のニーズ等を把握しながら利用者の確保に努めます。

### (2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

#### ア 令和5年度の取組目標

取組事項	目 標		備 考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
外出支援の拡充と充実	令和5年度までに外出頻度・人数増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの見直し</li> <li>・ドライブ以外の活動再開</li> <li>・実施後の評価と検証</li> </ul>	

#### イ 目標達成のための具体的な取組

- ・マニュアルについて、感染症防止対策の項目を重点的に確認し、感染症に対する新たな情報が発信された場合には、随時安全且つ健康面に配慮した内容となるよう見直しを図ります。

- ・ドライブ（風景散策やふるさと訪問）中心の支援から、少しずつ利用者の興味があることや希望を実現できるような外出を行っていきます。

4月～ 構成メンバーの見直し、利用者からの聴き取り調査、年間活動予定表作成

6月～ 外出支援の実施、実施計画書・評価・報告書作成、マニュアルの見直し（随時）

10月 中間経過報告（会議）

2月 年間実施報告（会議）、評価、見直し

### 3 中期資金計画への対応（令和5年度の取組）

#### (1) 収益の確保

- 本体の目標稼働率96%達成に向け、要介護3及び医療的ケア（経管栄養等）を必要とする利用者の受入れを行うことで稼働率向上に努めます。  
また、嘱託医、関係医療機関との連携を図り、在籍期間の延長や入院者数の減少に努めます。さらに、グループホームとの情報交換を行い、利用者の身体状況を確認しながら早期に本体入所への検討を行います。
- ショートステイについては、目標稼働率60%達成に向け、各居宅介護支援事業所へのニーズ調査や空床情報の提供を行い、困難ケースや緊急時の受入れ先となるように努めます。
- グループホームについては、リスクマネジメント機能を強化し、事故やけがによる長期入院とならないように努めます。

#### (2) 支出の削減

- 排泄用品（紙オムツ、ウエス等）について、注文商品数の経過を確認し、必要に応じて見直しを図るなど経費削減に努めます。また、利用者一人ひとりに合った物品の使用や排泄ケアに努めます。
- 水道光熱費や消耗品費の支出削減に努めます。
- 印刷コスト削減のため、コピーは必要に応じて裏紙、または両面印刷に努めます。
- 定期的に設備、車椅子点検等を行い、故障の早期発見・対応に努めます。

## ◎ 利用者に対する基本姿勢等

### 1 利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者の自己決定と選択の尊重	
■ アセスメント内容・方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメントの実施</li> <li>当該アセスメントを踏まえた、利用者（児）等のニーズに即したケアプラン等の作成と当該計画に基づくサービスの提供</li> <li>利用者の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解</li> </ul>
■ 利用者（児）の意思決定支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供</li> <li>国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備</li> <li>利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援</li> </ul>
■ 基本的人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的人権を尊重したサービスの提供</li> <li>入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底</li> <li>「地域福祉権利擁護事業（※）」や成年後見制度の啓発と必要に応じた相談や調整等</li> </ul> <p>※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。</p>
■ 身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進</li> <li>生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束</li> </ul>
■ 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止に必要な体制整備を構築</li> <li>職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底</li> <li>事業団職員が作成した虐待防止 DVD の活用</li> </ul>
利用者（児）等が意見を述べやすい体制の確保	
■ 利用者（児）・家族からの意見・要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者懇談会、家族会等、日常のサービス提供を通じた、利用者や家族からの意見・要望の積極的な聴取</li> <li>意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応</li> <li>対応結果の利用者や家族へのフィードバック</li> <li>家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇</li> </ul>
■ 苦情解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応</li> <li>苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録</li> <li>記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進</li> </ul>



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- **アセスメント内容・方法の見直し**  
利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメント手法の研修
- **認知症利用者の意思決定支援の取組**
  - ・国の「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」の職員への周知
  - ・意思決定支援会議を年2回開催（6月・2月）
- **身体拘束の適正化**
  - ・検討委員会を年4回開催（6月・9月・12月・3月）
  - ・利用者の拘束ゼロの継続
  - ・委員会メンバーによる外部研修（オンライン研修含む）への参加
  - ・施設内研修（言葉遣い含む）を年2回開催（7月・1月）
  - ・身体拘束マニュアルの見直し、職員への周知徹底
- **虐待防止**
  - ・虐待防止委員会を年2回開催（5月・12月）
  - ・虐待防止研修を年2回開催（6月・1月）
  - ・虐待防止マニュアルの見直し、職員への周知徹底
  - ・チェックリストの実施と分析

## 2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上	
<b>重</b> 認知症ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症利用者に対する支援の強化</li> <li>・認知症介護実践者研修等の受講促進</li> </ul>
<b>重</b> 医療ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ケアが必要な利用者(児)に対する支援の強化</li> <li>・認定特定行為業務従事者認定者の育成等</li> </ul>
<b>重</b> 強度行動障害支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害を有する利用者(児)に対する支援の強化</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修の受講促進</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底</li> <li>・日常的な疾病予防対策への取組</li> <li>・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療</li> </ul>

食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供</li> <li>・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の実施</li> </ul>
看取り介護（ターミナルケア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重</li> <li>・利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア</li> <li>・嘱託医や協力病院との連携の下、各職種が連携・協力したケアの提供</li> </ul>
生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保</li> </ul>
新たなプログラムの研究・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応</li> <li>・既存のサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の改善</li> <li>・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入</li> </ul>
利用者（児）満足度の向上	
「利用者満足度調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表</li> <li>・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善</li> <li>・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し</li> </ul>
サービスの評価	
自己評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全施設で、定期的に自己評価を実施</li> <li>・必要に応じた評価項目等の見直し</li> </ul>
第三者評価の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス評価の客観性を保つ上で、3年に1回福祉サービス第三者評価を受審（山口県児童センターを除く）</li> <li>・公表された結果を踏まえたサービス改善の取組</li> </ul>
サービスの適切な実施のための取組	
各種業務マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者（児）の状況の変化等に応じて改正</li> <li>・必要に応じて、新たなマニュアルの策定</li> </ul>
サービス関連情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画（ケアプラン・や個別支援計画）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用</li> <li>・絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上</li> </ul>



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- **認知症ケア体制の充実**
  - ・認知症介護実践者研修の受講 1名
  - ・認知症介護実践リーダー研修の受講 1名
  - ・研修受講者による施設内研修 年1回
  
- **医療的ケア体制の充実**
  - ・認定特定行為業務従事者認定資格取得のための研修受講 1名
  - ・14時間フォローアップ研修 年2回
  - ・医療的ケア安全推進会議の開催 月1回
  - ・経口維持加算会議の開催 月1回
  
- **健康管理**
  - ・衛生管理委員会の開催 月1回（運営会議前）
  - ・メンタルヘルス研修の受講（オンライン研修含む） 1名
  - ・メンタルヘルス研修受講者または外部講師による施設内研修 年1回
  - ・感染症対策研修 年2回
  
- **食事サービス**
  - ・栄養ケアマネジメント検討委員会の開催 年4回（6月・9月・12月・3月）
  - ・利用者の食事形態、マニュアルの見直し
  - ・嗜好調査の実施 年1回（4月）
  
- **看取り介護**
  - ・看取り介護検討委員会の開催 年2回（5月・12月）
  - ・看取り介護のための研修開催 年1回
  - ・マニュアルの見直し、職員への周知
  
- **利用者満足度の向上**
  - ・ユニットリーダー研修の受講 1名
  - ・利用者満足度調査の実施 年1回
  
- **第三者評価**
  - ・令和3年度受審済み
  - ・次回受審（令和6年度）に向けたサービス改善の取り組みを実施
  
- **自己評価**
  - ・10月実施
  - ・B評価をA評価にするための検討会を開催 年1回

### 3 利用者（児）の安全確保とリスク対策

利用者（児）の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者（児）の安全確保	
リスクマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応</li> </ul>
介護事故等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒヤリハット事例について、SHELLモデル（※）を活用した要因分析</li> <li>要因分析を踏まえたリスク軽減の措置</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ SHELLとは何の略？            S：Software（ソフトウェア）    H：Hardware（ハードウェア）、            E：Environment（環境）        L：Liveware（当事者以外の人）            L：Liveware（当事者）</p> </div>
感染症等の予防及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施</li> <li>感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施</li> <li>感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し</li> </ul>
食品の安全確保、衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全に関する情報を平素から収集</li> <li>食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底</li> <li>食材、厨房、居室等や調理従事者（委託の場合、当該業者と連携）の衛生管理の徹底</li> <li>食中毒や感染症の予防対策の徹底</li> </ul>
施設・設備の点検及び修繕等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検</li> <li>腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底</li> <li>点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等</li> </ul>
危機管理	
災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施</li> <li>消防計画及び防災マニュアルの見直し（随時）</li> <li>事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し</li> <li>各地域における相互応援協定の締結</li> <li>災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応</li> </ul>
不審者対応の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施</li> <li>当該マニュアルの見直し</li> <li>防犯カメラや侵入検知センサーの設置や活用を通じた防災対策の徹底</li> <li>不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応</li> </ul>





目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ 介護事故等の防止

- ・リスクマネジメント検討委員会の開催 年4回（6月・9月・12月・3月）
- ・リスクマネジメント研修の開催 年2回（8月・2月）
- ・リスクマネジメント外部研修（安全対策担当者養成研修）の受講 1名
- ・KYT（事例検討）、事故防止対策取組計画、報告書の作成
- ・リスク表、転倒・転落アセスメントシートの見直し（6月・9月・12月・3月）
- ・ひもときシートを活用した重大事故の検証及び再発防止を行う。
- ・リスクマネジメントマニュアルの見直し、職員への周知徹底

○ 感染症等の予防及び発生時の対応

- ・感染症対策委員会の開催 月1回
- ・年間計画に基づいた感染症対策研修会の開催 年2回
- ・感染症流行期における情報提供、まん延防止の知識・技術の啓発
- ・感染症マニュアルの確認・見直し、職員への周知徹底
- ・クラスター発生時のシミュレーション 年1回
- ・業務継続計画（新型コロナウイルス）の確認、見直し

○ 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実

- ・訓練 通報・避難訓練：本体 各年2回 GH 年2回  
消火訓練：本体 年2回  
風水害・津波想定研修及び避難訓練：本体 年1回 DS・GH 年1回
- ・備蓄品の確認と確保 年4回 等
- ・事業継続計画（BCP）の確認、見直し

○ 不審者対応の徹底

- ・さすまたの活用または警察署の講師による不審者対応訓練の実施 年1回

## Ⅱ 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

### 1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

#### (1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

- 大井・越ヶ浜地区の小中学校、萩市内及び阿武町の高校、看護学校に通う学生を対象に、学校などに職員が出向いていき、福祉をテーマにした講座を開催します。
- 自前の厨房のある当園の食事（昼食）を実際に食べていただき、利用者に提供している普通食以外の食事形態も紹介します。福祉施設での食事提供とサービス利用への関心、興味を持ってもらうとともに、住みやすい地域づくりに貢献します。

#### (2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	・高齢者の緊急・困難ケースをショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対する支援	・非常災害時において市町等の要請による要配慮者の受入れ ・利用者のサービスを考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受入れ



#### 目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- セーフティネット機能の発揮
  - ・関係機関との連携を図りながら、虐待（ネグレクト）などの困難ケースの受入れを可能な範囲で行います。
- 災害時要配慮者に対する支援
  - ・「非常災害時における事業団施設間相互支援実施要領」「非常災害時相互応援協定書（北浦地区特別養護老人ホーム）」に基づき、迅速かつ的確な対応を行います。

### (3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築</li> </ul>
ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在宅サービスの一層の充実</li> <li>介護、障害、児童等の共生型サービスの検討</li> </ul>



#### 目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 平成30年12月に設置された「萩圏域地域包括ケアネットワーク」に参画し、萩保健医療圏内において、医療・介護・行政関係者のさらなる連携を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

## 2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域住民の施設拠点の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受入れ</li> <li>地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画</li> <li>利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>
ボランティアの計画的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な媒体（広報誌や SNS 等）を活用した新規ボランティアの募集</li> <li>社会福祉協議会が開催するボランティア研修会への会場提供などの連携</li> <li>市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」等との連携</li> </ul>
施設・設備等の開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲）</li> <li>地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣</li> <li>地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な受入れ</li> </ul>



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- **施設行事等への受入れ**
  - ・施設が8月に行う夏祭りに、地域の人々等を招待し、交流を深めます。
  
- **地域の行事・イベントへの参加**
  - ・9月の大井地区の敬老会のアトラクションに職員を派遣します。
  - ・11月の市主催のふるさと祭りに利用者が参加します。
  - ・11月の大井地域のふるさと祭りに利用者が参加します。
  
- **ボランティアの計画的な受入れ**
  - ・年度末（年1回）に各ボランティアの方との情報交換・意見交換をする場を設け、活動の振り返りや次年度に向けた内容を話し合います。
  
- **施設・設備等の開放**
  - ・地区社会福祉協議会や大井地区連絡協議会と連携を図りながら、地域の清掃活動やイベントなどに参加します。
  - ・大井地区主催の敬老会、ふるさと祭りに車両及びテントの貸出を行います。